

平成 29 年度事業計画書

社会福祉法人 わらしこの会

社会福祉法人わらしこの会を 2000 年に設立して、わらしこ保育園は 17 年を経て 18 年目に、第 2 保育園は 5 年を経て 6 年目、そして、小金井市立まえばら学童保育所の運営の委託を 2 年経過して 3 年目に、さらに、2016 年度に新事業として開始した児童発達支援事業は 2 年目を迎えることとなります。大きな社会的責任を担う組織へと育ってきたとすることができます。ここで、あらためて、2006(平成 8)年に確認した法人の「理念と基本姿勢」を再確認し、今後の社会福祉法人の運営を担っていきます。

社会福祉法人わらしこの会の理念と基本的姿勢

社会福祉法人わらしこの会の理念

社会福祉法人わらしこの会は、次の理念のもとに運営する。この理念は、全ての事業において、役員及び職員は理解し実現に努力しなければならない。

- (1) わらしこに関わる全ての人々の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。
- (2) 子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。
- (3) 地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。

社会福祉法人わらしこの会の基本的姿勢

- (1) わらしこの会は、地域の福祉・保育要求、特に無認可時代のわらしこ保育室の保育内容に大きな期待を寄せて頂いた方々の努力により設立された法人であり、法人運営の基本の第一に、地域の方々との協力の姿勢を明記する。
- (2) わらしこの会は、職員の熱い保育への思いから生まれた保育園を主体とする法人であり、運営の基本の第二に、職員とともに歩む姿勢を明記する。
- (3) わらしこの会は、保育要求への積極的な取り組みを基本とし、地域の福祉要求についても可能な限り応えられるように努力していく。
- (4) わらしこの会は、利用者(園児)、利用者の家族(保護者)、職員の立場を尊重し、その最善の利益のために法人運営を行う。

2008 年 3 月 31 日理事会確認

2016(平成 28)年度は、いわゆる社会福祉法人改革により今後の社会福祉法人の在り方に大きな変更が行われました。理事会・評議員会の役割と位置づけは、今後の理事会の責任の重要性を示したものになっています。特に社会福祉法人が地域の社会福祉に貢献する運営を常に求め続けることを社会的要請として受け止める必要があります。小さな法人であり運営基盤も盤石とは言え

ませんが地域の福祉要求に敏感に対応し社会福祉法人としての役割を今後も積極的に果たしていく必要があります。

平成 28 年度は、①児童発達支援事業を開始したこと、②法人事務所を移転したこと、③保育士等職員の確保が厳しくなっていること、④施設長の異動を行ったこと、⑤Tossei の運営が厳しく運営資金を借り入れることになったこと、⑥Tossie の職員の賃金カットをしなければならなかったことが、運営に影響を与えた事柄として挙げられます。総括は事業報告書においてまとめますが、平成 29 年度は運営体制の見直しと組織的な運営を確立していきます。また、法人の将来を見通した中・長期計画を策定して行きます。

1. 法人の運営体制

1) 理事会

理事 6 名、監事 2 名の執行体制で進める。なお、制度改正に伴い理事の改選を予定する。理事の任期はそれにより今後変更となる。理事会は、定款に基づいて必要な検討を行ない法人の事業が適切に遂行する責任を負う。理事会は年 4 回を定例として開催し、必要に応じて開催する。

2) 評議員会

評議員は 7 名、国の制度改正に伴い定款で定めたとおり任期は平成 29 年年度より 6 年間となる。毎年決算理事会の後、6 月に実施する。

3) 法人運営会議

理事長の出席による法人運営会議を毎月定例で実施し、必要に応じて理事、各施設の施設長(所長)及び副施設長と法人事務(事務主任)、理事長が認めるその他の職員等、により適切な運営を図ることとする。なお、運営会議においては次のことを行う。なお、理事長専決事項となっている件は、意見を聞いて理事長が決定する。その他は理事長が案を確認し理事会に諮り決定することとする。

① 各事業所の財務に関する計画及び実施に関する検討

各事業所から提案される予算案、毎月の予算執行状況、必要となった補正予算案、決算報告書案、補助金についての申請と確認、

② 各事業所の事業計画及び実施に関する検討

各事業所から提案される事業計画案、事業の実施状況報告、事故等の報告、必要となった事業の計画、職員の確保と労働条件、その他

③ 職員の状況についての確認と必要な対応

④ 新規事業等についての検討

4) 施設運営会議

わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園には、引き続き施設運営会議を設置し、施設長、副施設長、主任により適切な運営を図ることとする。なお、各施設では管理職に保護者の代表、職員の代表を加え話し合いより良い運営を目指す運営委員会を設置することができる。施設運営会議では、①法人運営会議に報告・提案する原案を作成する ②保育所における保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行なう。

まえはら学童保育所・Tossie は、常勤理事及び所長による適切な打ち合わせ会を行い、法

人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、学童保育、児童発達支援の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

2. 運営する事業

1) 社会福祉法人わらしこの会は、次の事業を運営する。

1. 二つの認可保育園 わらしこ保育園、わらしこ第2保育園を運営する事業
2. 小金井市立まえばら学童保育所の委託を受け運営する事業
3. 児童発達支援事業 Tossie を運営する事業
4. 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施
5. 地域子育て支援拠点事業
6. 保育の向上および法人の将来に資する事業(研修など)
7. その他、必要に応じて地域の福祉要求に応える事業

2) わらしこ保育園の運営

1. わらしこ保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から 5 歳児)、児童定員に見合った職員を配置し、施設長と副施設長及び業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
3. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
4. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
5. 苦情等には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
6. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

3) わらしこ第2保育園の運営

1. わらしこ第2保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から 5 歳児) 児童定員に見合った職員を配置し、施設長と業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 子育て支援事業に積極的に取り組み子育て支援室を活用した取り組みを進める。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
7. 近隣住民の方との調和を図り、苦情やご意見に誠意を持ってお応えし、ご協力をお願いしていく。近隣住民の方に必要と認識していただく保育所運営に努力する。
8. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

4) まえはら学童保育所の運営

1. 小金井市立まえはら学童保育所の委託運営を行う。定員は第1学童が60人、第2が30人の計90人。
2. 所長1名、指導員2名の正規職員と非常勤職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

5) 児童発達支援事業所 Tossie の運営

1. 一日の定員10名として開始する。職員は所長、児童発達支援専門員及び保育士とする。
2. 個々の児童に応じた療育を計画・実施する。
3. 給食を提供する。
4. 職員の労働条件については可能な限り法人の施設として他事業所同等となるように努力を行う。

発達支援事業については、前年度及び平成29年度をその後の安定した運営を築くための期間として捉え、持続可能な運営状況を職員と共に確立していく必要がある。今年度も投資の時期として諸条件の改善に努力する。

6) 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施

1. 一日の定員 わらしこ保育園10名、わらしこ第2保育園9名とする。
2. 一時預かり事業・定期利用保育事業を行うために必要な担当者を雇用する。(保育園職員を含む)

7) 地域子育て支援拠点事業

1. 東京都の事業である子育て広場事業を実施する。
2. 地域の在宅の三歳以下の子どもとその親を対象に子育て支援室を活用して子育て支援を行う。

8) 研修等について

1. 保育及び療育の向上に資するための研修等を積極的に実施する。
2. 社会福祉法人のあり方、地域要求に応じる法人の今後の事業等のために必要となる研修会等に積極的に参加する。
3. 法人内の交流研修を計画する。

9) 苦情解決委員会・第三者評価・運営委員会

1. 苦情解決第三者委員会を引き続き実施し、適切な運営を進める。
2. 第三者評価は第2保育園が平成30年度、わらしこ保育園は平成31年度を予定し、平成29年度は実施しないが、自己評価等を適切に行い運営の向上を図る。
3. 運営委員会を引き続き定例化し、職員、保護者の意見を取り入れた運営を図る。運営委員会は理事会に意見書を提出することができることとする。

4. 法人の課題

- 1) 社会福祉法人わらしこの会の課題と将来を検討し、中期計画・長期計画の作成を進めます。
- 2) わらしこ第2保育園を20年後も引き続いて運営できるように様々な努力を行っていく。本年内に見通しを立てられるよう準備をすすめる。
- 3) わらしこ第2保育園の北側農地(約250坪)を、保育園児の食育等に活用することで、地主より無償で使用許可をいただいたので、引き続き適切に管理・活用できるように整えていく。
- 4) 地域の保育要求に応え、法人に期待される事業の開始に向けて可能なリサーチ等の準備に積極的に取り組む。
- 5) 給与等の労働条件の見直しについて
処遇改善、キャリアアップ、その他の保育士等確保のための補助金等を十分に活用して給与等の改善を積極的に図っていく。

5. 各事業計画

- 1) わらしこ保育園事業計画(別紙)
- 2) わらしこ第2保育園事業計画(別紙)
- 3) 小金井市立まえはら学童保育所事業計画(別紙)
- 4) 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画(別紙)

以上